

ほくとにあいでよ



北斗市では、若年層の回帰と移住定住促進のため、市内に居住し、市内または近隣市町の事業所などに就職した場合、さまざまな支援制度が受けられます。(その他、移住・定住については、ポータルサイトをご覧ください。)

問 市役所企画課企画係 [内線237]



北斗市UIターン奨学金償還支援事業補助金(北斗市奨学金以外に対する補助)

北斗市に居住し、市内または近隣市町の事業所等に就職した方に対し、大学等の修学にあたり貸与を受けた奨学金の償還の一部を補助します。



●対象者

次の①または②のいずれかに該当する方。

- ①北斗市内または近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方で、令和3年4月1日以降、北斗市に転入した方。
- ②すでに北斗市内に居住しており、令和2年度以降に大学等を卒業し、その翌年度末までに市内または近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方。

●補助要件

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校または大学院を在学中に日本学生支援機構(I種、II種)、地方公共団体の奨学金、その他市長が認める奨学金の貸与を受け、償還が完了していない方。
- ・補助年度の3月31日時点で40歳未満の方。
- ・奨学金の償還に対するほかの助成制度の適用を受けていない方

●申請期限/条件を満たしてから、6か月以内

●助成期間及び助成上限額

- ①市内福祉職に就職した方・・・
5年間月額2万円(計120万円)
- ②市内事業所に就職した方・・・
5年間月額1万円(計60万円)
- ③近隣市町事業所に就職した方・・・
3年間月額1万円(計36万円)

北斗市奨学金償還免除制度(北斗市奨学金に対する免除)

北斗市の奨学金を貸与された方に対して、貸与した奨学金の免除制度があります。

※就業地によって、免除額が異なります。

免除要件などの詳細については、市公式ホームページでご確認ください。

問 教育委員会学校教育課学校教育係
☎74-2000



北斗市移住就業支援交付金

市内の認定事業者にて新規で正規雇用された移住者に対し、引っ越し費用として一律10万円を支給します。

<交付金を申請する方へ>

●対象

- ・市の認定事業者にて正規雇用として新規採用された方。
- ・渡島・檜山管外から北斗市に転入した方で、転入日からさかのぼって6か月以上管外に居住していた方。
- ・採用年度の3月31日時点で40歳未満の方。

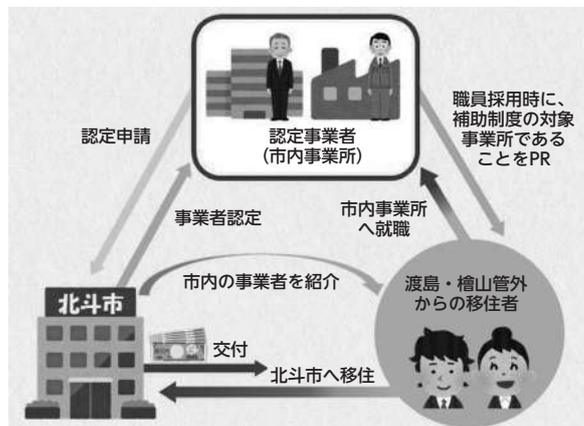
●申請期限/北斗市に転入してから6か月以内

<北斗市内事業者のみなさまへ>

渡島・檜山以外の地域に住む方の採用を行う可能性があり、下記の対象となる事業者にて該当する場合は、認定申請のうえ、当制度を活用した職員の採用をぜひご検討ください。

●対象となる事業者

- ・北斗市内に事務所、店舗または工場を有していること。
- ・風営法第2条に定める営業をしていないこと。
- ・国、地方公共団体および独立行政法人ではないこと。



※現時点の対象となる事業者は、市公式ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

※申請方法など詳細については、市公式ホームページでご確認いただくか、各担当課までお問い合わせください。